

クレジットカード・セキュリティガイドラインの改訂について

【2026年3月】

クレジット取引セキュリティ対策協議会

(事務局 一般社団法人日本クレジット協会)

ガイドラインの改訂について

● 2025年度のガイドラインの改訂について

- ✓ 2025年3月のクレジット取引セキュリティ対策協議会（以下「協議会」という。）第12回本会議にて承認されたクレジットカード・セキュリティガイドライン（以下「ガイドライン」という。）【6.0版】においては、不正利用被害額の9割を占めるEC加盟店を対象とした指針対策を追加した。
 - カード情報保護対策
 - EC加盟店のシステム及びWebサイトの「脆弱性対策」の実施
 - 不正利用対策
 - 適切な不正ログイン対策の実施
 - EMV 3-Dセキュアの導入
- ✓ この指針対策を含め、ガイドライン【6.0版】に記載したカード情報保護対策（PCIDSS準拠またはカード情報非保持化、EC加盟店の脆弱性対策など）及び不正利用対策（IC対応、EMV 3-Dセキュア導入、不正ログイン対策など）の指針対策について、不正の発生原因や対策効果から現時点における実施すべき指針対策は示されている為、ガイドライン【6.1版】については、各事業者による指針対策の着実な実施を目的とし、各事業者の理解の促進のための取組を記載した。
- ✓ よって、ガイドライン【6.0版】からの指針対策の追加・変更等が無いことから、【6.1版】とした。

(参考1) 不正利用被害の動向について

● 不正利用被害の動向

- ✓ 日本クレジット協会（JCA）の報告によると、2025年の不正利用被害額は510.5億円となり、過去最高を示した2024年より44.5億円減少した。（前年比8%減）
- ✓ また、不正利用額の9割を占める番号盗用の不正利用被害額は、2025年4月以降前年同期比の減少を継続している。

期 間	クレジットカード不正利用被害額		偽造カード被害額			番号盗用被害額			その他不正利用被害額		
	被害額	前年同期比	被害額	構成比	前年同期比	被害額	構成比	前年同期比	被害額	構成比	前年同期比
2023年(1月～12月)	540.9	123.9%	3.1	0.6%	182.4%	504.7	93.3%	122.6%	33.1	6.1%	142.1%
(1月～3月)	121.8	121.7%	0.8	0.7%	400.0%	113.6	93.3%	120.1%	7.4	6.1%	139.6%
(4月～6月)	141.0	132.8%	0.5	0.4%	250.0%	132.4	93.9%	131.6%	8.1	5.7%	150.0%
(7月～9月)	139.5	135.8%	0.7	0.5%	100.0%	130.6	93.6%	136.2%	8.2	5.9%	134.4%
(10月～12月)	138.6	108.5%	1.1	0.8%	183.3%	128.1	92.4%	106.2%	9.4	6.8%	144.6%
2024年(1月～12月)	555.0	102.6%	5.9	1.1%	190.3%	513.5	92.5%	101.7%	35.6	6.4%	107.6%
(1月～3月)	124.1	101.9%	0.7	0.6%	87.5%	115.1	92.7%	101.3%	8.3	6.7%	112.2%
(4月～6月)	135.9	96.4%	0.9	0.7%	180.0%	126.3	92.9%	95.4%	8.7	6.4%	107.4%
(7月～9月)	132.7	95.1%	2.1	1.6%	300.0%	121.4	91.5%	93.0%	9.2	6.9%	112.2%
(10月～12月)	162.3	117.1%	2.2	1.4%	200.0%	150.7	92.8%	117.6%	9.4	5.8%	100.0%
2025年(1月～12月)	510.5	92.0%	7.2	1.4%	122.0%	475.4	93.1%	92.6%	27.9	5.5%	78.4%
(1月～3月)	193.2	155.7%	1.8	0.9%	257.1%	182.9	94.7%	158.9%	8.5	4.4%	102.4%
(4月～6月)	121.4	89.3%	1.1	0.9%	122.2%	113.3	93.3%	89.7%	7	5.8%	80.5%
(7月～9月)	102.0	76.9%	3.3	3.2%	157.1%	92.6	90.8%	76.3%	6.1	6.0%	66.3%
(10月～12月)	93.9	57.9%	1.0	1.1%	45.5%	86.6	92.2%	57.5%	6.3	6.7%	67.0%

(参考2) 附属文書の主な改訂について

● 2025年度の附属文書の改訂について

- ✓ セキュリティ対策等の具体的な方策を示しているガイドラインの各附属文書における主な改訂内容は以下の通り。

1. IC取引関連

①非接触ICカード取引の本人確認方法の明確化

- 非接触IC取引（カード型）の一定金額以上の取引については、接触IC取引に遷移してPIN入力による本人確認を行えるよう国際ブランド等と調整し、実装方法の明確化を行い、決済端末への実装を推進するべくガイドライン及び附属文書の改訂を行った。

②磁気フォールバック取引の禁止

- 接触ICカード取引において、接触ICの情報が読み取れない場合には、不正利用発生防止の観点から2026年4月以降の新規決済端末の開発またはシステム更改においては、磁気カード取引に遷移し取引を行う処理（磁気フォールバック）を禁止し、決済端末への実装を推進するべく附属文書の改訂を行った。

(参考2) 附属文書の主な改訂について

2.不正利用の抑止を実現する加盟店の事例の掲載

- JCAインフラ整備部会において、不正利用の抑止を実現した不正多発加盟店の対策状況から、属性・行動分析の導入と組織体制面の整備の観点に着目、具体的な取組内容の追加調査を行い、「好事例加盟店」として取りまとめ協議会に報告された。
- EC加盟店の不正利用対策として効果的な取組内容であることから、加盟店及びカード会社・PSPに広く共有することを目的に、「EC加盟店におけるセキュリティ対策 導入ガイド【附属文書20】」に別紙d「不正利用の抑止を実現する加盟店の事例集」として追加した。

(参考2) 附属文書の主な改訂について

■ 不正利用の抑止を実現する加盟店の事例集

- ✓ 不正利用発生率を抑止している好事例の共通点（同資料より）
 - ①不正抑止や承認率向上といったモチベーションを持つきっかけがある（属性・行動分析の導入がゴールではない）
 - ②「属性・行動分析ガイダンス【附属文書19】」に示されている“留意すべき要素”をほぼ全て実践している
 - ③一定数の人的リソースを確保。但し、十分な人的リソースを確保出来ない状況下でも、知恵と工夫（選択と集中）にて結果を出している
- ✓ 「属性・行動分析ガイダンス【附属文書19】」で示される“留意すべき要素”を実践することが目的達成の確度を上げている。
- ✓ 人的リソースの制約がある中、AI・機械学習モデルを用いた属性・行動分析の活用によって、“継続的な見直し”等の“留意すべき要素”を網羅し、不正利用発生率や承認率を大きく改善させた加盟店も複数確認された。

【参考】附属文書19で示される“留意すべき要素”

	留意すべき要素	確認出来た事例
1	属性行動分析への適切な情報提供	事例1、2、3、4、5
2	ネガティブ情報の蓄積と活用	事例1、3、4、5
3	属性行動分析の運用における継続的見直し	事例1、2、3、4※、5※
4	トレーニングと教育、体制の整備	事例1、2、3、4※、5※
5	個人情報保護法等の遵守	— 協議会事務局注

協議会事務局注：この調査においては「5.個人情報保護法の遵守」の観点からの調査は省いているので「確認できた事例」は「—」と記載されている。

※AI・機械学習によるもの

2-1. 好事例5加盟店のパターン

以降は、加盟店の不正利用対策における好事例をご紹介します（4パターン）

1. 人的リソースを充足させ、属性行動分析をフル活用
専門部隊組成の上、属性行動分析をフル活用した最も正攻法の取組
2. 人的リソース不足(人員数)を補うべく、商材毎にスコア/ルール強度の緩急設定
狙われる商材にはNG判定を積極的に活用する取組
3. 人的リソース不足(スキル)を補うべく、サービス提供者サポートをフル活用
未経験者のルール作成/目視判定スキルをサービス提供者サポートで実現する取組
4. 人的リソース不足(人員数/スキル)を補うべく、AIを伴う属性行動分析を活用
スコアやルール作成/修正、目視確認の手間をAIで補う取組～

(参考2) 附属文書の主な改訂について

● 参考：主な改訂内容に関連する附属文書一覧

主な改訂テーマ	文書	文書名	
非接触ICカード [®] の取引の整備	クレジットカード・セキュリティガイドライン【6.1版】		
	附属文書6	ICカード [®] 対応POSガイドライン（第I部 取引処理編）【1.1版】	
	附属文書15	クレジット取引における本人確認方法に係るガイドライン【1.3版】	
磁気フォールバック取引の禁止	附属文書6	ICカード [®] 対応POSガイドライン（第I部 取引処理編）【1.1版】	
不正利用の抑止を実現する加盟店の事例	附属文書19	属性・行動分析ガイダンス【1.2版】	
	附属文書20	EC加盟店におけるセキュリティ対策 導入ガイド【2.1版】	
	附属文書20	別紙d	不正利用の抑止を実現する加盟店の事例集【1.0版】

(参考3) 附属文書一覧

✓ IC関連附属文書の接触/非接触IC取引の整備に伴う改訂及び不正利用対策を中心に各事業者の理解の促進に資する追加・改訂を行った。

改訂 有無	附属文書 番号※	別紙	文書名	該当指针对策						一般公開 (○： JCA一般 HP掲載)
				カード情報保護		不正利用対策				
				非保持化	脆弱性	IC化	EMV3DS	不正取引	不正 顕在化	
●	附属文書1		メールオーダー・テレホンオーダー加盟店における非保持化対応ソリューションについて 1.5版	○						
●	附属文書2		対面取引加盟店における非保持化対応ソリューションについて 1.5版	○						
	附属文書3		非保持化実現加盟店における過去のカード情報保護対策 初版	○						
	附属文書4		国内ガソリンスタンドにおけるICクレジットカード取引対応指針 1.4版			○				
●	附属文書5		オートローディング式自動精算機のIC対応指針と自動精算機の本人確認方法について 1.8版			○				
●	附属文書6		ICカード対応POSガイドライン（第Ⅰ部 取引処理編） 1.1版			○				
	附属文書7		ICカード対応POSガイドライン（第Ⅱ部 接続運用編） 1.0版			○				
●	附属文書8		ICカード対応POSガイドライン（第Ⅲ部 非接触EMV Kernel 処理） 1.1版			○				
●	附属文書9		ICカード対応POS導入の手引き ～認定・試験プロセス概要～ 1.8版			○				
●	附属文書10		ブランドテスト要否一覧 1.6版			○				
●	附属文書11		ICカード対応POS導入の手引き ～全体概要編～ 1.1版			○				
●	附属文書12		ICカード対応POS導入の手引き ～取引処理フロー解説編～ 1.2版			○				

○：新規 ●：改訂あり

※廃版(2025年3月)：附属文書13（不正利用対策4方策の具体的な基準・考え方について）、附属文書21（セキュリティチェックリスト 第3版）

(参考3) 附属文書一覧

改訂 有無	附属文書 番号※	別紙	文書名	該当指针对策						一般公開 (○： JCA一般 HP掲載)
				カード情報保護		不正利用対策				
				非保持化	脆弱性	IC化	EMV3DS	不正ログイン	不正 顕在化	
●	附属文書14		EMV 3-Dセキュア導入ガイド 2.1 版				○		○	○
			【EMV 3-Dセキュア】統合版_AReq設定項目及び3RIの仕様・ユース ケース (公表版)				○		○	○
			EMV 3-Dセキュア導入ガイドに関するFAQ 2025年3月版				○		○	○
●	附属文書15		クレジット取引における本人確認方法に係るガイドライン 1.3 版			○				○
●	附属文書16		クレジットカード売上票の作成・保管に関するガイドライン 1.3 版			○				
	附属文書17		スマートフォン・タブレット等のアプリを利用した決済に関するセキュリティ対 策等について 2.0版		○			○	○	
●	附属文書18		EC加盟店における非保持化対応ソリューションについて 1.1 版	○						
●	附属文書19		属性・行動分析ガイダンス 1.2版 (公開版は、附属文書20の文中に記載)				○	○	○	
●	附属文書20		EC加盟店におけるセキュリティ対策 導入ガイド 2.1版		○		○	○	○	○
●		別紙 a	EC加盟店におけるセキュリティ対策一覧 1.1版		○		○	○	○	○
●		別紙 b	EC加盟店におけるセキュリティ対策 導入ガイド 補足資料 1.1版		○			○		○
●		別紙 c	ECサイトのセキュリティ対策実施状況申告書 (例) 1.1 版		○		○	○		○
○			ECサイトのセキュリティ対策実施状況申告書 (例) 【附属文書20_ 別紙 c】に関するFAQ 2026年3月版		○		○	○		○
○		別紙 d	不正利用の抑止を実現する加盟店の事例集 1.0版				○	○	○	○

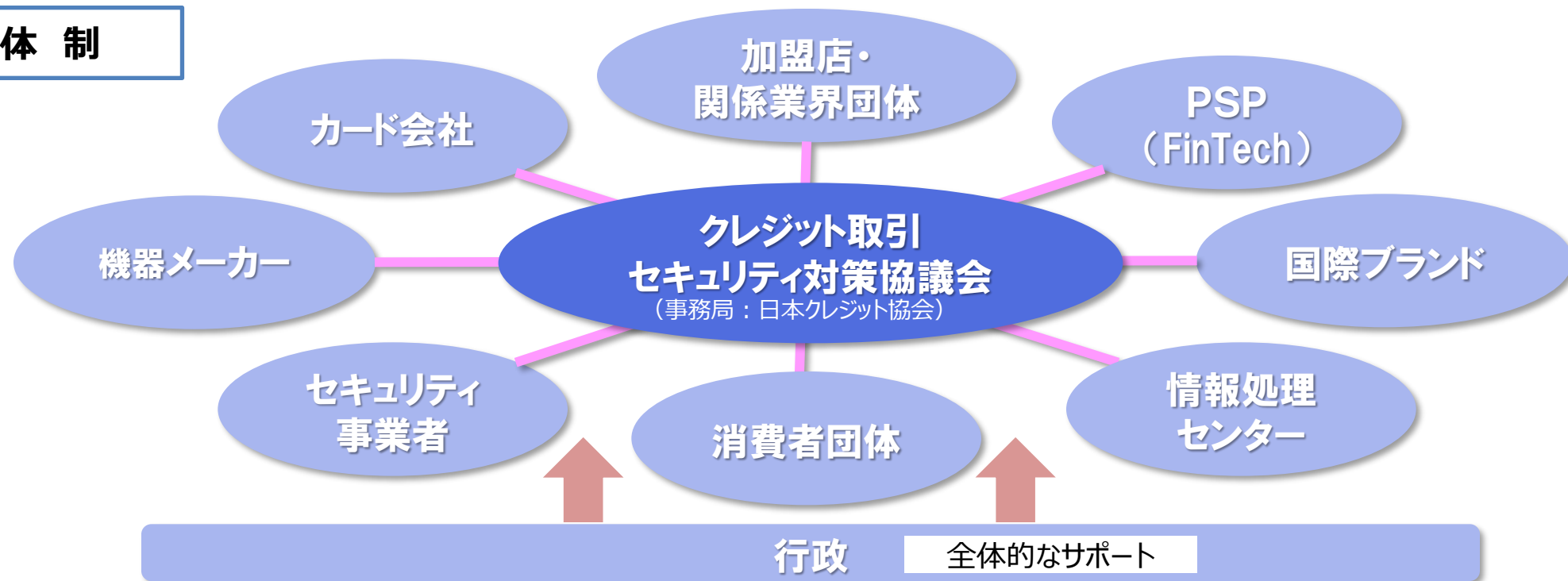
○：新規 ●：改訂あり

(参考4) クレジット取引セキュリティ対策協議会とは①

クレジット取引セキュリティ対策協議会

- 本協議会は、我が国のクレジットカード取引において、「国際水準のセキュリティ環境」を整備することを目的として、クレジット取引に関わる幅広い事業者及び行政等が参画して設立された。(2015年3月)
- 本協議会では、「実行計画」(2016年2月～2019年3月)を策定し、セキュリティ対策の推進を図ってきた。
- 実行計画の対応期限経過後の2020年4月からも、関係事業者が実施するセキュリティ対策として「クレジットカード・セキュリティガイドライン」を策定(1.0版は2020年3月)し、引き続き安全・安心なクレジットカード利用環境の整備に取り組む。

体制



(参考4) クレジット取引セキュリティ対策協議会とは②

協議会 本会議メンバー

【委員】

(カード会社)	イオンフィナンシャルサービス(株)、(株)オリエントコーポレーション、(株)クレディセゾン、(株)ジェーシービー、(株)ジャックス、トヨタファイナンス(株)、三井住友カード(株)、三菱UFJニコス(株)、ユーシーカード(株)、楽天カード(株)
(加盟店)	(株)ジャパネットホールディングス、(株)JTB、J.フロントリテイリング(株)、(株)三越伊勢丹ホールディングス、ユニー(株)、(株)ヨドバシカメラ、LINEヤフー(株)、楽天グループ(株)
(決済代行業者(PSP))	EC決済協議会
(機器メーカー)	ステアリテール(株)、オムロンソーシアルソリューションズ(株)
(情報処理センター)	(株)NTTデータ
(セキュリティ事業者)	トレンドマイクロ(株)
(消費者団体)	(一社) 全国消費者団体連絡会
(学識経験者)	笠井修・中央大学法科大学院教授 <u>(本会議議長)</u>

【オブザーバー】

(国際ブランド)	アメリカン・エキスプレス・インターナショナル,Inc.、ビザ・ワールドワイド・ジャパン(株)、マスターカード・ジャパン(株)、三井住友トラストクラブ(株)[Diners Club]、銀聯国際有限公司
(団体事務局)	日本チェーンストア協会、(公社) 日本通信販売協会、(一社) 日本百貨店協会
(官庁)	経済産業省

(参考4) 本ガイドラインの基本的な考え方①

1. 本ガイドラインにおけるセキュリティ対策の対象

- 本ガイドラインでは、「カード情報保護」と「不正利用防止」のため、対面取引と非対面取引別に、クレジットカード取引の関係事業者が講ずべきセキュリティ対策を定めるとともに、その対策を有効に機能させるために取組むべき事項を記載している。

2. 割賦販売法との関係性

- 「割賦販売法（後払分野）に基づく監督の基本方針」において、本ガイドラインに掲げられる措置が割賦販売法で義務付けられているクレジットカード番号等の漏えい等の事故及び不正利用を防止するための措置の実務上の指針として位置付けられている。本ガイドラインに掲げる措置又はそれと同等以上の措置を適切に講じている場合には、クレジットカード番号等の漏えい等の事故及び不正利用を防止する措置として、割賦販売法に規定するセキュリティ対策に係る法令上の基準となる「必要かつ適切な措置」が講じられているとみなされており、本ガイドラインにおいては、同法で規定される措置に該当する部分を【指針対策】としてこれらの措置として記載している。
- なお、割賦販売法においては、【指針対策】が実務指針となっている漏えい等の事故及び不正利用を防止するための措置のみならず、実施すべき措置が義務付けられていることに留意する。

3. 対象となる関係事業者

- 現時点ではセキュリティ対策の実施主体者である「加盟店」「カード会社（イシューア・アクワイアラー）」「決済代行業者等」「コード決済事業者等」「コード決済事業者等の委託先」「加盟店向け決済システム提供事業者」及びこれらの事業者が対策を実施するに際し協力等を行う「機器メーカー」「ソリューションベンダー」「情報処理センター」「セキュリティ事業者」「国際ブランド」「業界団体」等のクレジットカード取引に関係する事業者を「関係事業者」としている。今後新たな決済スキームの進展や新たな事業者が登場し、これらのセキュリティ対策の検証が必要な場合には、関係事業者を追加する。

(参考4) 本ガイドラインの基本的な考え方②

4. 対象となるクレジットカード

- 本ガイドラインの対象となるクレジットカードは、世界中で利用され、不正利用のリスクが高い「国際ブランド付きのクレジットカード」としている。
- 「国際ブランドが付いていないクレジットカード」は、利用できる範囲が限定され不正利用のリスクも低いことから本ガイドラインの対象とはしていないが、不正利用等のリスクに応じたセキュリティ対策を講じることが必要である。

5. 関係事業者間の情報連携等

- 本ガイドラインのセキュリティ対策は、関係事業者間による緊密な連携、協力体制の下で実施されてなければ実効性のあるものにはならないため、各関係事業者は、本ガイドラインに基づく対策を講じる場合には相互に必要なサポートや情報提供を行う体制を構築する必要がある。

6. 消費者への情報提供

- 本ガイドラインのセキュリティ対策の実効性確保のためには、クレジットカード利用者である消費者自らの取組の実施が必要である。このため、各関係事業者は、消費者の理解及び取組の推進に向けた情報提供、周知活動に取り組む必要がある。